

# メキシコの高高等教育における評価の現状

## Current Approaches of Evaluation and Assessment in Mexican Higher Education

アクセル・ディドリクソン・タカヤナギ\*

Axel DIDRIKSSON Takayanagui

訳 塚原 修一\*\*

Shuichi TSUKAHARA

### Abstract

The formation and careers of researchers and professors, of the higher education institutions in Mexico, and even in other countries in Latin America, are important policy issues oriented to evaluate their academic work that are receiving more attention, particularly in higher education programs, as research and learning environment diversify and their skill needs evolve. Academics staff needs develop new skills relating to communication, problem solving, team-working, and business and management know-how, as a relevant competencies to go forward in a broad job institutional changes, and to interact with different areas of knowledge, economic sectors and activities.

In this paper, I highlight mechanisms and areas of evaluation in which policy makers may wish to review their policy approaches, having regard to the features of the institutional arrangements in place. They concern issues valued by a spectrum of stakeholders, as evaluation of transferable skills to the cognitive learning process, the dialogue between academia and society (knowledge as a common good and social responsible praxis), encourage provision of Ph.D options, as well as opportunities for academic mobility to promote intellectual networks (both within and between sectors), stress the benefits of a balance of formal and informal learning, collaborative research and academic teams, and around the new trends of experiences that need to go forward the traditional mechanisms of evaluation and assessment in higher education institutions.

### I. はじめに

メキシコの高高等教育システムにおいては、20年前から評価の文化が強く推進され、高等教育の質を確保するために、さまざまな評価の手続きと仕組みが用いられてきた。しかしその成果は、社会への影響については乏しいものであった。実際、教育の背景、必要性、状況に関する多くの情報と、

\* メキシコ国立自治大学 (UNAM) 教授, 上級常任研究員。同大学の大学・教育研究所 (IISUE-UNAM) に所属。革新のための世界大学ネットワーク (GUNI) のラテンアメリカ地区代表。連邦特別区 (メキシコシティ) 政府の元教育大臣。ユネスコ「大学と地域革新」部門の執行委員。

\*\* 関西国際大学客員教授 教育総合研究所共同研究員

さまざまな数値指標や分析変数が集積されているが、教育の質と学習成果の系統的な改善を担保す

る行動が積極的になされてはいない、というのが大まかな動向である。評価の手段は多く手にしているが、成果と社会的な影響を生むまでにはいたっていないのである。

この20年間に、メキシコの高等教育は多様化の方向に進化して、さまざまな種類の高等教育機関が誕生し、これにともなって評価の視点、水準、政策も変化した。こうした変化は、たとえば技術系専門学校（*Institutos Tecnológicos*）や大学院では小さかったが、研究活動、後期中等教育、大学では大きかった。さらに、世界のさまざまな地域・国家において生じる知識社会の進展に関する将来の見通しにもとづいて、経済、知識、科学、技術にかかわる政策と戦略を転換する必要性について議論がすすみ、この議論に関連して高等教育の質を確保する必要性が強調されてきた。とくにメキシコのように社会経済的な格差と不平等がより深く顕著な国では、こうした認識が必要であるとされた。

## II. これまでの推移と事実

メキシコの高等教育システムは、さまざまな水準と種類の高等教育機関から構成されている。公立と私立の総合大学（*Universidades*、学士号を授与する）、技術系専門学校、教員養成大学（*Escuela Normal Superior*）、技術短期大学（*Universidades Tecnológicas*）、大学院（*Posgrados*、その多くは公立大学にある）等がそれである。2006年から2013年までのあいだに、学生数は250万人から310万人に（50万人以上も）増加し、増加分の70%は公立の部門でなされた。とはいえ、OECDの政策評価（*Santiago et al. 2012*）によれば、メキシコは、進学該当年齢層に対する学生数が世界の最低水準にあり、高等教育への投資は加盟国のなかで最小であり、高等教育システムはきわめて中央集権的で、質がとくに低く、学生の半分以上が学士課程を修了できず、大学院も同様な状態にある。そのため、公的な高等教育政策においては、さまざまな評価と学力試験の仕組みによる質の保証が強調されている。

教育と研究の評価は、質に重点をおいてなされることが本来の姿であるが、現実に行われてきたことは研究業績の審査にとどまり、評価にもとづいて資金を配分するさまざまな計画によって、大学教員の低い給与をおぎない、海外への頭脳流出の防止がはかられる傾向にあった。国家科学技術審議会（*CONACYT, Consejo Nacional de Ciencia y Tecnología*）による資金配分、国家研究者システム（*SNI, Sistema Nacional de Investigadores*）による奨励金の配分、公立の高等教育機関におけるその他の資金配分計画などがその例である。そのため、こうした評価の焦点は研究者の個人としての業績審査におかれ、教育の質や、研究や、学習過程への影響にはあまり眼が向かわないという性格のものであった。

高等教育の評価におけるこのような特徴は、主に公立部門に対する支配的な政策方針であるが、そこには全学生の70%が集中し、進学該当年齢層の34%が在籍して、高等教育機関の大多数が所属し、また公的な高等教育投資の大半が注がれているのである。

高等教育の評価に関する公共政策は、次のように構築されてきた。1976年には大学院の認証制度が創設された。1986年にはこの制度をもとに順位表がつくられ、1991年にはそれが整備されて教育

課程がさまざまな水準に分類された。2011年時点の1,374課程の内訳は、水準別にみると、国際的な水準に到達している最良の課程（9%）、拡充強化されている課程（41%）、整備中の課程（31.6%）、新設の課程（17.5%）である。博士課程が21%、修士課程が57%であった。

1984年には、上述の国家研究者システムが創設された（現在は17,639人の研究者を登録）。1990年には、専門分野別の評価を行う教育評価大学間委員会（CIEES, Comités Interinstitucionales para la Evaluación de la Educación Superior, A. C.）が創設された。1991年には、大学教育の質を高めるために教授職職能向上計画（PROMEP, Programa de Mejoramiento del Profesorado）が開始された。1994年には、高校と大学で卒業時の学業成果の試験を行う国立評価センター（CENEVAL, Centro Nacional de Evaluación para la Educación Superior, A. C.）が設立された。2000年には、専門分野別の国立評価センターを認証評価する高等教育認証機構（COPAES, El Consejo para la Acreditación de la Educación Superior, A. C.）が創設された。2004年には専門職資格の認証機構が、2011年には高等教育評価調整機構が創設された。

さらに、2012年11月には高等教育評価調整委員会が創設されたが、その目的は次のようである。「高等教育のさまざまな評価主体・評価機関の機能と分担に調和をもたらし、合意を形成すること。国内外の基準にもとづいた評価の実践を強化すること」。そして2013年には、全国高等教育評価システムの創設に向けた提案がなされた。

このように、メキシコには、さまざまな高等教育機関の、個々人、部局および機関そのものを評価する、ありとあらゆる種類の手続き、枠組み、仕組み、手順が存在している。現在、われわれは、知識経済とグローバル社会に関連して、世界の高等教育の新しい将来の見通しについて議論をすすめている。これこそが、メキシコの高等教育における評価が、より統合的な仕組みと新しい手続きの提案に進まなければならない理由である。この新しい提案においては、知識生産における新しい課題や技術移転における挑戦を念頭におきながら、情報システム（より信頼しうるもの）のより有効な活用、同僚評価の強化などが評価の焦点とされる。そして評価の結果は、教育課程や学生の進路選択に真の変化をうながし、高等教育システムの全体に社会的公正と正義をもたらすものとならねばならない。

この新しい動きは、メキシコにおける高等教育機関の拡大過程に関連したものである。拡大のほとんどは技術短期大学と技術系専門学校においてなされ、科学技術の質という点における国家の実績が重視されてきた。そのため、高等教育の評価は、教育内容、人材供給と卒業後の進路、研究活動と社会や利害関係者との連携、設備・基盤整備に影響を与えるようなものでなければならないのである。

### III. 現在の評価の動向

このような経緯のため、新しく組織された評価の手続き（のほとんど）は、特別な財政支援と説明責任をとめない、以下の事項が評価の重点となっている。新しい専門的・技術的な教育課程に対する需要と供給、その質と適切性、教授学習過程の考え方の新しさ（「学び方を学ぶ」方式を採用しているか）、学生の移動性、外国語能力、大学院教育の質の向上、市場指向の研究に対する支援など

がそれである。

すでに述べたように、高等教育システムと科学技術研究にかかわる政策の方向性については、過去数十年間にわたって激しい論争がなされた。その過程で、あらゆる高等教育機関に標準的な評価をあてはめることが批判され、外部評価と順位づけによる伝統的な方式をこえる新しい評価方式が作成されてきた。評価の視野を拡大して全般的・包括的とすることによって、高等教育への進学率が上昇し、社会とのより適切な関係を構築することが期待される。このことは、大学の精神に特有な任務と目標について考察することを意味するが、そうした大学の精神は、グローバル化した世界のなかにある国家に必要な事柄と将来の見通しを照らしだすものとならなければならない。

アーネスト・ボイヤー (Ernst Boyer) によれば、「大学が模倣的にならず、自らの独自性に誇りをもつ雰囲気が必要である。今こそ、外部からみた状態によって大学が自らを評価しすぎる息苦しい習慣を終わらせ、自らの独自の任務によって定められた価値にもとづいて評価をすすめる時である」。

大学がそのようであればならない理由は、メキシコのように成長を達成できるかどうかの境界にある国において、将来を見通して、経済的課題と利用可能な知識の範囲を適合させていくためである。こうした経済には、個人の技能とともに、より広く統合された学術部門が必要であり、研究者と教員、および大学とそれ以外の高等教育機関がそこに含まれる。そこに属する人々は、さまざまな組織で働くとともに、国内外の異なる部門のあいだを移動しながら職業生活をおくり、仕事のネットワークをつくり、専門分野をこえて協働することによって、より良い社会への前進に貢献する。さらに、社会の期待に応える適切な研究を発展させて、科学技術イノベーションの成果の改善に真摯に努力する。これは、「移転可能な技能」(transferable skills) が向上していく経路の一例でもある。

OECD (2012c, 17) によれば、「移転可能な技能とは、ある文脈（ここでは研究）において学習した技能が、別の文脈（たとえば研究や事業など将来における職務）においても有用なことである。このような技能によって、学習と勤務、ある職務と別の職務などを橋渡しする役割がなされる。さまざまな学科や研究に関連する技能は、それとは異なる勤務環境においても有効に適用され、発展させていけるからである。移転可能な技能には、コミュニケーション能力や組織する能力などが含まれる」。

このような移転可能な技能は、メキシコでは評価の基準や指標として用いられず、他のOECD加盟国も同様であったが、国内外の議論ではますます強調されている。そこには以下のものが含まれる (同上, 20)。

- ・対人関係能力：他者とともに働く・チームワークの技能、他者に助言と監督を行う技能、交渉力、他者とのネットワークを構築する力
- ・組織能力：仕事や時間を管理する力、自己の職業経歴を設計する力
- ・研究の力量：研究費の申請書を書く力、研究を管理し統率する力、研究の方法と技術に関する博士の水準をこえた知識、研究倫理と誠実さ
- ・知的能力：創造性と抽象的な思考力、課題解決力

- ・コミュニケーション能力：文書と口頭におけるコミュニケーション・発表の技能，非専門家とのコミュニケーション・対話の技能（市民参加などの場面における），教授する技能と政策形成への科学の活用
- ・起業能力：起業家精神，イノベーション，商業化・特許の取得・技術移転

## IV. 考 察

### 1. 質保証の方針と政策の方向性

メキシコのような，研究成果の生産と知識の社会への移転について，これまであまり進展がなかった国においては，以下の事実はきわめて重要である。労働人口1,000人あたりの研究者数は，OECD加盟国のなかでメキシコが最下位であり，日本は第7位，フィンランドがアメリカと韓国をおさえて第1位である（OECD 2012a, 23）。今後は，高等教育の発展を促進する政策に，あらためて高い優先順位をおくことが重要である。

他のラテンアメリカ諸国と同じく，メキシコの評価システムはこれからの10年間に変わらなければならない。すなわち，理論的・方法論的に体系化された新しい評価の枠組みをつくり，教育内容と研究の質，社会的責任と教育課程の適切性，新しい学際領域を推進する開放性などを評価に組み入れて，新しい高等教育政策をさまざまな階層で展開しなければならない。ここでいうさまざまな階層とは，政府，各種の評価認証関係機関，教員集団，学生，学長・副学長といった管理者など，社会的存在としての大学の将来に向けて活動できる人々をさす。

高等教育の質保証の方針と政策の方向性において，評価システムは以下のものでなければならない（OECD 2012b, 66）。

- ・質保証が高等教育の改善と説明責任という2つの目的に貢献し，さらに大学教育の目標と整合的であること。
- ・質保証において，内部評価と外部評価を組み合わせること。
- ・評価の手続きのなかに，学生，卒業生，卒業生の雇用主体などの利害関係者を明確に位置づけること。
- ・質保証の枠組みにおいて，国際的な比較可能性を強化すること。

### 2. 高等教育の目標

評価への関心が高まれば，ユネスコの「21世紀の高等教育に関する世界宣言」（1998年）に掲げられた諸目標への取り組みを意識した評価手法が検討されることになるだろう。この宣言では，社会的責任をはたす大学の目標として次のものが措定された。

- A. 熟慮と学際的研究によって知識の社会資本を維持・創造し，さまざまな手段によってそれを普及させる。
- B. 社会を総体として変革するために，社会のさまざまな部門における必要性に対応することを目的とした公共政策の立案を支援する。

C. 次のような人物を、性別にかかわらず教育する。すなわち、能力が高く、誠実で、関心の幅が広く、自らの価値を守り、それを積極的に広げようとして、自らの専門的職業を他者への奉仕の機会ととらえ、市民として社会の構築に貢献し、国家的な事業の課題に創造的に対応できる人物。

D. すべての富について、普遍的な見通しのもとに現実的に対処できる横断的な教育内容を教育課程に含め、開発の利益を享受できない人々や集団に奉仕する機会を提供する。

E. 継続的な訓練を提供し、高等教育への再入学を促進する。これらの教育と訓練を通して、人々が良き市民ないし社会の能動的な参加者となるようにする。そのさい、労働の世界と科学技術の最近の動向を考慮する。

F. 変化に対して開かれ、周囲の知識と経験の価値を高く評価して取り入れ、大学の内部に議論の場を作りだして維持する。

### 3. 自己評価のあり方

自己評価は、高等教育における変化への対処と新しい課題への対応に深く関連しているため、以下の6つの基準にそってすすめていくことが賢明である。その第1は適合性(レリバンス)である。分析の中心は、生産された知識の社会的な価値と、そうした知識を拡散・移転して社会の利益に結びつける仕組みである。第2は教育の質である。評価の対象は、学生を批判的・包括的に教育する大学の力量である。

第3は、社会的・政治的批判の責任ある遂行である。これがとくに重要なのは、大学の評価基準として、市民性と市民意識の伸張にとって有用な知識の生産への貢献が銘記されなければならないからである。これらは、民主的な生活の実行、市民社会の強化、公共政策に関する対話を行う能力の拡大に必要である。これらはまた、教育と文化を通して、社会を運営する力量をあらかじめ強化し、参加の範囲を拡大するものでもある。

第4は、経済発展への貢献である。知識は、経済成長と社会発展の主要な要因である。それゆえ公立大学は、その社会的な価値をふまえたうえで、新しい知識の生産と移転への関与によって評価されるべきである。そのさい、人口の大多数、とくに最も貧困な層における、成長、福祉、発展について、解決策を提供する力量の評価は欠かせない。

第5は、最先端の知識を拡大する力量である。評価の対象となるのは、学問の自由、多様な学問分野の並存、さまざまな専門分野の連関、異なる理論や方法論から導かれた手法と概念を数多く生み出しているか否かである。

最後に、第6は、文化の普及に対する大学の関与である。公立大学は、文化の発展に参加し、美的・芸術的な実演を公衆に提供することに貢献しなければならない。

### 4. 高等教育計画の新しいモデル

ラテンアメリカの大学が、社会的な質を大学の本質的・手順的な機能の中核にしようとするなら、その変革の進路を計画するさいには、政策・管理運営、組織編成における新しいモデルを發展させ

る戦略的接近が必要である。このモデルには大学部門と非大学部門がともに組み込まれ、以下の手順によって作成される。

(1) [将来の見通しの作成] 社会全体、およびとくに最も不利な部門から提示された課題と需要を考慮して、将来の見通しを作成する。このことは、国家の歴史的な記憶を保存し、国の起源、偉業、英雄、功績の再確認を意味する。その一方で、将来の見通しは国家のあり方を中核として作成され、高等教育機関の任務を決定する。高等教育機関は、21世紀の市民を、良心的で、責任感があり、批判的で、参加に積極的であり、協力的な人物として教育しなければならない。

(2) [公共財としての高等教育の認識] 知識と高等教育が、社会の利益のために創出・伝播・再編成される公共財であることを前提として、高等教育機関は、社会の普遍的な利益に公然と関与しなければならない。

(3) [包括的戦略の策定] 高等教育への進学機会、社会的適合性、卒業時の進路について戦略をたてる。

(4) [文化的使命] 公立大学の文化的使命として、グローバル化がもたらす文化的画一性に抵抗する運動に貢献しつづける。

(5) [大学の自己認識の強化] 専門的職業のための教育訓練課程を設計する。大学の自己認識を強化して、地域・地方・国家への社会奉仕という価値を育成し、拡大するものとする。この教育訓練課程では、複数の戦略を組み合わせることによって、世界市民を育成して地球的課題に関与するとともに、人類の遺産を豊かにする源泉として文化的多様性を承認してその価値を評価する。この指針は、教育、研究、文化の普及における調整と均衡を必要とする。

(6) [批判的機能] 大学の本質的な役割に新たな局面をくわえるような、複雑な機能を開発して真実の探求をすすめる。このようにして大学は批判的な思考の中心となり、社会が熟慮・理解・行動を必要とするときに知力を発揮する。

(7) [倫理的使命] 倫理的な側面を維持し、急速な変化の影響について行われている熟慮を、今後とも確実に継続する。ここでいう変化は、個人的・社会的な生活のあらゆる範囲に影響を及ぼし、新しい世代による未来の構築を可能にする道徳の基盤を破壊するおそれがある。

(8) [国際協力] 健全な国際協力と国家間の相互信頼を強化して、残存する世界の非対称性を克服する基盤とする。この指針によって発展途上国の大学教員・研究者集団の強化をすすめ、頭脳流出の傾向を抑止する。

(9) [雇用市場への対応] 労働市場の変化を分析し、教育訓練課程を見直すさいにこの分析結果を考慮に入れる。それによって、さまざまな職業の遂行に必要な新しい技能と資格の決定をより適切なものとする。

(10) [生涯学習への貢献] 大学があらゆる人のための生涯学習の中核となるように戦略を立案し、教育中心から学生中心にむけた学習の移行を推進する。

(11) [大学自治の尊重] 公立大学が、自らの責務を果たすために完全な自由を享受できるようにする。大学の自治は、国家のみから与えられるべきではなく、これを妨げようとする、社会的、政

治的、観念的なあらゆる権力からも与えられるべきである。

(12) [大学の主体性の発揮] 質の文化の強化において、大学が主導権をとる仕組みを設計する。この仕組みには、教育システムの全体におよぶ評価戦略の設計が含まれる。

(13) [平和文化の推進] 平和の文化を、複数の経路によって推進する。これは、実質的・手続き的な機能としての共生を学習するさいの基礎を築くものであり、自由、平等、団結、民主主義といった人間性のより良い未来を構築するさいに不可欠なものである。

(14) [説明責任] 最後に、すべての公立大学は説明責任を指向する重要な努力をすでに始めていて、とくに財源の使用にそれがあてはまる。つぎは透明性と社会的責任の向上である。これには、倫理的な価値と社会的責任の実践を統合することが含まれ、教育の提供と学部・大学院における学習課程の計画がその対象となる。

## V. 結 論

現在は変化の時代であり、大学に新たな特性をもたらす絶好の機会である。まず、大学の社会への関与 (Fuente and Didriksson 2014) を評価するさい、その意味を拡大して、高度な不確実性と複雑性を特徴とする環境において行われる関与を含めるべきである。それとともに、大学の社会的機能に、次のような目的や目標を組み込む機会でもある。a)環境の変化の早さと、その矛盾や複雑さに注意を払い続けること。b)国と地方の発展および住民の福祉全般に対する、継続的な関与が確実になされていること。c)社会の再構築への参加に責任をもつ市民を訓練すること。そこでは、自由、平等、正義、団結、平和が中核的な価値となる。

これらは、連携をいとわず、前向きで、協力的な大学の構築に貢献するものである。そうした大学は、国や地方の課題解決に深く関係して、高水準の生活の質、福祉全般、経済成長の達成に関与する。これらは、ラテンアメリカの大学のうち、新しい社会的特性の再構成に敏感な大学においてなされるであろう。このような再構成によって、大学は、その教育的・文化的な機能と本質的・歴史的な自己認識をふまえて、近代の複雑性について熟慮する場へと転換されるであろう。

この試みは、今日の世界において、とりわけ重要である。というのは、グローバル化と新自由主義による経済発展モデルが世界を席卷した結果として、社会的な緊急事態が発生し、国と地方の問題に対応するために、大学による革新的で適切な対応が必要とされているからである。

このような大学モデルは、評価における高度な社会的責任によって特徴づけられる。そこでは大学は、その出発点において自己変容を求められる。こうした変容は、共通の課題に関係するすべての部門を、ひとつにまとめた構造を設計することによってなされる。この変容には、知識を社会に広めるために、大学が非大学部門とともに教育課程の実施に強く関与することも含まれるが、これによって情報と知識の的確な普及が確実になされる。いわば、新しい共同作業を、経済、社会、教育、文化のあいだに作り出すことが求められているのである。

しかし、ここでいう知識に公共財としての性質があることは、上述の変容過程の移行段階にあたる現時点において重要な役割をはたす。大学は、政治的・倫理的・科学的に、自治的で独立な機関

としての役割を維持強化しなければならない。とはいえ、説明責任から逃れられないことは言うまでもない。

21世紀の大学は、よりいっそう批判的であるとともに、公共と市場にかかわる政策をより深く理解しなければならない。これらの政策と大学の変容は、変化の根源性において必ずしも同じではないからである。大学が自らの再定義を開始するさいには、新しい市民性の教育を推進することと、そこにさまざまな方法を批判的に取り入れて世界に対する理解と関与をうながすことのあいだに、好循環が始まるようにしなければならない。このように、大学は新しい方法を提供することによって、地域が学習する社会となるようにし、福祉全般を最高の水準において確保し、持続可能な人類の発展という理想に到達しなければならない。

#### 【参考文献】

- 1) Juan Ramón de la Fuente and Axel Didriksson, *Rebuilding University Social Engagement*, in Global University Network for Innovation (ed.), *Higher Education in the World 5. Knowledge, Engagement and Higher Education: Contributing to Social Change*, 105-110, Palgrave Macmillan, 2014.
- 2) OCDE, México -Nota País- Panorama de la Educación 2013: Indicadores de la OCDE, OCDE, 2013.
- 3) OECD, *Education at a Glance*, OECD, 2012a.
- 4) OECD, *Education Today 2013: The OECD Perspective*, OECD, 2012b.
- 5) OECD, *Transferable Skills Training for Researchers: Supporting Career Development and Research*, OECD, 2012c.
- 6) Presidencia de la República, *Informes de Gobierno 2000-2010*.
- 7) Secretaría de Educación Pública (SEP), *Informe de Labores 2000-2012*.
- 8) Paulo Santiago, Isobel McGregor, Deborah Nusche, Pedro Ravela and Diana Toledo, *OECD Reviews of Evaluation and Assessment in Education: Mexico*, OECD, 2012.

#### 【解説】

本稿は、2013年12月12日（木）に本学の尼崎キャンパスで開催された、原著者による講演会において配付された英文原稿を塚原が翻訳したものである。原著者はメキシコにおける卓越した高等教育研究者のひとりで、国際的にも活躍している人物である。教育行政の経験もあり、連邦特別区（メキシコシティ）政府の教育大臣とは、日本でいえば東京都の教育委員長にあたろうか。このような経歴から、メキシコの高高等教育における評価の現状について、講演していただく最適任者と考えて日本にお招きした。

講演の内容は、メキシコの高高等教育制度の概説と、最近の大学評価の動向に関する解説からなり、その要旨は次のようである。メキシコの高高等教育システムには、この20年間にさまざまな評価や学力試験が導入されてきた。ところが、それらの焦点は大学教員の個人としての業績審査と、その結果にもとづく資金配分計画におかれ、教育の質や学習過程への影響にはあまり眼が向かわなかった。

しかし最近では、大学教育の質の維持向上が大きな社会的関心事となり、大学の評価と認証のための機構も整備されつつある。グローバル化が進展するなかで、新興経済圏として国際競争力の強化が国家の緊急課題とされるからである。このような現状認識のもとに原著者は、メキシコの大学は自らの任務によって定められた価値にもとづいて評価をすすめなければならないとして、大学そのものと評価のあり方について詳細な提言を行っている。

翻訳の文章にはいくつかの変更をほどこした。第1に、原稿には、主要な術語と固有名詞が英訳とスペイン語の略称によって表記されていたが、のちの調査研究などの便宜を考慮して初出の個所にスペイン語の原文をできるだけ併記した。第2に、考察（第IV章）が長文なので節を設定し、計画の手順として示された14項目（〇頁）に表題をつけた。第3に、参考文献の表記を本誌の方式にあらためて整理した。なお、当日の講演にはパワーポイントが使用されたが、内容が原稿と重なるので収録しなかった。

翻訳の過程では、メキシコの教育がご専門で原著者とも親交のある斉藤泰雄博士（国立教育政策研究所名誉所員）にご指導をたまわった。あらためて御礼を申し上げたい。本稿を補完する和文の参考資料には次のものがある。

斉藤泰雄「メキシコの大学教育と大学評価・認定の動向」、『大学評価研究』第2号，34-42，2002年。

斉藤泰雄「ラテンアメリカの高等教育——その変貌と改革課題」、『大学論集』（広島大学高等教育研究開発センター）第42集，179-193，2011年。

(塚原修一)